

オープンカウンター方式による見積合せの公示

次のとおり、オープンカウンター方式による見積合せを実施します。

平成29年4月19日

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社UR コミュニティ 泉北住まいセンター
センター長 本坊 知恵利

1 調達内容

- (1) 調達件名 文書配布業務
- (2) 調達品等の特質・数量等 仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から平成30年3月31日まで
- (4) 見積方法

見積金額は、仕様書に示した項目ごとの単価に予定数量を乗じた金額の総価を記載する。また、見積書に見積価格の内訳を添付すること。

契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって決定価格とするので、見積書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を見積書に記載すること。なお、見積もり金額を算定した単価を契約単価とする。

2 参加資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
- (2) 平成29・30年度独立行政法人都市再生機構西日本地区物品購入等における業種区分「役務提供」に係る競争参加資格の認定を受けていること。
- (3) 公示日から見積合せ日までの期間に、独立行政法人都市再生機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。
- (5) 本公示、仕様書及びオープンカウンター方式による見積合せ説明書等を承諾していること。

3 見積書の提出場所等

(1) 見積書の提出場所及び見積手続等に関する問合せ先

〒590-0105 大阪府堺市南区竹城台一丁1番

独立行政法人都市再生機構業務受託者

株式会社URコミュニティ 泉北住まいセンター 総務収納課

電話 072-297-5444

(2) 見積書の提出期限及び提出方法

①提出期限 平成29年4月25日（火）午後3時00分

②提出方法 持参又は郵送とする。但し、郵送による場合は書留郵便とし、同日同時刻必着とする。提出場所は上記(1)と同じ

(3) 見積合せの日時

見積書の提出期限後、遅滞なく実施する。

なお、見積参加者の立会は求めない。

4 その他

(1) 契約保証金 免除

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 見積りの無効 本公示に示した競争参加資格のない者のした見積り及び見積りに関する条件に違反した見積りは無効とする。

(4) 契約の相手方の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積りを行った者を契約の相手方とする。

(5) 競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も、上記3(2)により見積書を提出することができるが、競争に参加するためには、見積書の提出と同時に当該資格審査に係る申請書を提出し、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

(6) 仕様書の内容に係る質問等の受付先

上記3(1)に同様

以 上

仕様書

件名：文書配布業務

1) 契約期間

契約締結日から平成 30 年 3 月 31 日まで

2) 項目等

項 目	予定数量 (枚)
文書配付 (集合郵便受け)	36,490
文書配付 (各戸郵便受け)	1,000

※ 1 階の各戸郵便受けについては発注者が集合郵便受けにての配布を依頼した場合は、集合郵便受けとみなし、発注者が各戸郵便受けにての配布を依頼した場合は、各戸郵便受けとみなし契約単価を適用する。

※ 予定数量は業務実施量を担保するものではない。また、追加発注の場合も、契約単価での発注とする。

3) 業務履行場所

別紙のとおり

4) 発注方法及び作業日時

発注当事者が必要に応じてファックス等により発注する。

また、作業日時については、発注者の指定する日時に行うこと。なお、発注は原則として作業日の 5 日前までに行う。

5) 作業

(ア) 作業にかかる諸経費については受注者が負担すること。

(イ) 集合郵便受けまたは各戸郵便受けに封印シールが張られている場合は、配布業務の対象外とする。

(ウ) 作業後には、発注部署名、作業内容、数量を記入した業務完了報告書を提出すること。なお、数量については、発注者からの受領枚数及び配布・掲示後の残余枚数を記載し、集合郵便受け及び各戸郵便受けへの配布内訳を併せて記載すること。

(エ) 作業後、業務の不良又は数量の誤りが明らかになった場合は、速やかにかつ適切に対応すること。

以 上

別紙

対象団地一覧表

団地名	住所	棟数	戸数
助松	泉大津市助松団地2番 他	58	1,559
白鷺	堺市東区白鷺町二丁3番 他	42	1,421
津久野(1)	堺市西区津久野町一丁1番	1	106
津久野(2)	堺市西区津久野町一丁3番	1	81
津久野(3)	堺市西区津久野町一丁4番	1	103
向ヶ丘第2	堺市西区堀上緑町一丁7番 他	26	620
新金岡第1	堺市北区新金岡町一丁2番 他	25	708
金剛	富田林市寺池台1丁9番 他	187	5,030
中安井町	堺市堺区中安井町一丁4番1	1	95
大浜北町	堺市堺区大浜北町三丁4番7	1	69
甲斐町	堺市堺区甲斐町東三丁1番13	1	150
春木	岸和田市春木泉町1番	22	676
戎之町	堺市堺区戎之町東二丁1番27	1	168
下野池	堺市北区長曾根町545番地	1	148
泉北竹城台一丁(中層)	堺市南区竹城台一丁2番	31	820
泉北竹城台一丁(高層)	堺市南区竹城台一丁2番	8	682
鶴山台(中層)	和泉市鶴山台二丁目2番 他	91	2,673
鶴山台(高層)	和泉市鶴山台二丁目1番	2	460
鶴山台(9・10次)	和泉市鶴山台三丁目10番	4	150
泉北茶山台二丁3・4(中層)	堺市南区茶山台二丁3番 他	32	810
泉北茶山台二丁7	堺市南区茶山台二丁7番	6	160
泉北茶山台二丁(高層)	堺市南区茶山台二丁3番	1	255

泉北茶山台三丁	堺市南区茶山台三丁 22 番	2	200
泉北泉ヶ丘駅前	堺市南区竹城台一丁 1 番	2	627
大浜南町	堺市堺区大浜南町三丁 1 番 13	1	390
泉北竹城台二丁(中層)	堺市南区竹城台二丁 1 番	27	760
泉北竹城台二丁(高層)	堺市南区竹城台二丁 1 番	1	155
高石駅前	高石市綾園一丁目 10 番 1	1	95
泉北桃山台一丁(中層)	堺市南区桃山台一丁 3 番	19	560
泉北桃山台一丁(高層)	堺市南区桃山台一丁 3 番	5	240
泉南一丘(中層)	泉南市信達大苗代 62 番地	57	1,696
泉南一丘(高層)	泉南市信達大苗代 62 番地	15	592
中百舌鳥公園	堺市北区中百舌鳥町 6 丁 998 番 3	8	2,121
大浜南町第二	堺市堺市区大浜南町三丁 1 番 11	1	48
泉北原山台一丁	堺市南区原山台一丁 5 番	7	657
泉北庭代台二丁	堺市南区庭代台二丁 10 番	15	440
くすの木	泉大津市虫取町 1 丁目 5 番	2	382
光明台	和泉市光明台三丁目 1 番 他	36	895
狭山大野台	大阪狭山市大野台 6 丁目 17 番地	14	192
泉北城山台三丁	堺市南区城山台三丁 1 番	12	310
泉北鴨谷台三丁	堺市南区鴨谷台三丁 3 番	3	565
泉南尾崎	阪南市尾崎町 7 丁目 1 番 他	20	530
千代田	河内長野市木戸一丁目 37 番 他	5	100
津久野南(高層)	堺市西区草部 1800 番地	6	611
津久野南(5次中層)	堺市西区草部 1800 番地 6	5	119
南花台	河内長野市南花台三丁目 2 番 他	43	1,214
湊駅前	堺市堺区出島町 2 丁 7 番	7	272
光明池駅前	堺市南区新檜尾台二丁 2 番	5	562

藤沢台第三	富田林市藤沢台1丁目1番	15	316
鈴の宮	堺市中区八田北町10番地31	21	720
藤沢台第五	富田林市藤沢台二丁目2番	59	219
泉北城山台二丁	堺市南区城山台二丁3番	26	521
シティハイツ堺七道	堺市堺区七道東町162番1	1	60
藤沢台中央	富田林市藤沢台1丁目4番11号	1	92
いぶき野三丁目	和泉市いぶき野三丁目1番 他	9	290
アーベイン松原	松原市上田三丁目6番20	1	89
アーベイン堺市駅前	堺市堺区田出井町1番	2	178
サンヴァリエ金岡	堺市北区東三国ヶ丘町3丁4番 他	11	694
小金台	富田林市小金台四丁目2番	3	90
ベルマージュ堺式番館	堺市堺区田出井町1番2	1	395
津田北町	貝塚市津田北町17番	3	205
サンヴァリエ中百舌鳥	堺市北区金岡町1415番地2	9	441
サンヴァリエ藤井寺	藤井寺市さくら町2番	5	210
サンヴァリエ津久野	堺市西区津久野町一丁17番 他	10	407
サンヴァリエ春日丘	藤井寺市春日丘新町2番 他	6	286

見 積 書

金

円也

ただし、文書配布業務

オープンカウンター方式による見積合せ説明書を承諾の上、見積りします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社UR コミュニティ
泉北住まいセンター長 本坊 知恵利 殿

内 訳

[税別]

項目	予定数量	単価	予定総額 (円)
文書配付 (集合郵便受け)	36,490		
文書配付 (各戸郵便受け)	1,000		
総計	—	—	

表

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ
泉北住まいセンター長 殿
(「文書配布業務」見積書)

裏

封
印
住所・連絡先
氏名
※登録番号
印
印

- ※ 競争参加資格認定通知書に記載されている登録番号を必ず記載すること。
なお、競争参加資格を申請中の者にあつては、「**競争参加資格申請中**」と記載すること。
提出された見積書については、開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることができないことから、登録番号の記載漏れ、間違い等については無効となるので注意すること

単 価 契 約 書

1 役 務 の 名 称 文書配布業務

2 契 約 期 間 契約締結日から平成30年3月31日まで

発注者独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社URコミュニティと受注者は、頭書の役務（以下「本役務」という。）に関する請負契約を次のとおり締結する。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年〇月〇日

発注者 住 所
氏 名 印

受注者 住 所
氏 名 印

（総則）

第1条 発注者は、本役務をこの契約に定める条件で発注し、受注者は、これを履行した上、その目的物（以下「目的物」という。）があるときは、これを発注者に引き渡すものとする。

（権利義務の譲渡等の制限）

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（再委託等の制限）

第3条 受注者は、この契約の履行に当たり、第三者にその全部又は一部を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（仕様）

第4条 受注者は、別紙1の仕様書に従い本役務を履行するものとする。

（発注手続）

第5条 発注者は、本役務を受注者に発注するときは、その都度、その内容、履行期限等を記載した発注者所定の注文書（以下「注文書」という。）を受注者に対して発行するものとし、受注者はこの注文書に基づき本役務を履行するものとする。

(履行期限の延長)

第6条 受注者は、天災その他の不可抗力により、注文書に指定された履行期限（以下「履行期限」という。）内に、当該注文書に基づく本役務を完了することができないときは、あらかじめ、発注者に届け出て、履行期限を延長することができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(危険負担)

第7条 本役務の履行に当たり、次条第1項の発注者の確認（同条第3項の再検査がある場合には、当該再検査）の前に生じた損害は、受注者がこれを負担するものとする。

(検査)

第8条 受注者は、注文書に基づく本役務の履行後、直ちに発注者に届け出て、その履行結果について、発注者の確認を受けなければならない。

- 2 発注者は、前項の確認（以下「検査」という。）を同項の規定による届出を受けた日から起算して10日以内に行うものとする。
- 3 受注者は、検査の結果、不合格となり、発注者から修正又はやり直しを命ぜられたときは、発注者の指定する日までに当該修正又はやり直しを行い発注者の再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期限については、前項の規定を準用する。
- 4 検査又は前項の再検査に合格した日をもって、注文書に基づく本役務は完了したものとし、目的物があるときは、当該目的物は、同日をもって発注者に引き渡されたものとする。

(瑕疵担保責任)

第9条 受注者は、前条第4項に規定する注文書に基づく本役務の完了の日から1年間当該本役務の瑕疵を補修するものとする。

(請負代金)

第10条 発注者は、第8条第4項の規定により本役務が完了したときは、当該本役務の対価（以下「請負代金」という。）として、別紙2の単価表に基づき算定した額を受注者に支払うものとする。

- 2 受注者は、請負代金については、当月分を取りまとめ、翌月1日以降その支払請求書を発注者に提出するものとし、発注者は、当該請求書を受理した日から起算して30日以内にこれを受注者に支払うものとする。
- 3 発注者がその責めに帰すべき理由により第8条第2項の期限内に検査又は同条第3項の再検査を行わないときは、その期間を満了した日の翌日から当該検査又は再検査を行った日までの日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(単価の改定)

第11条 賃金、材料等の価格等に変動があり、前条第1項の単価表の額が不相当となったときは、発注者と受注者とが協議の上、これを改定することができる。

(延滞金)

第12条 受注者の責めに帰する理由により受注者が履行期限内に注文書に基づく本役務を完了しない場合において、履行期限経過後相当期間内に完了する見込みがあると発注者が認めたときは、発注者は、受注者から延滞金を徴収して、当該履行期限を延長することができる。

2 前項の延滞金は、その延滞日数に応じ、同項の注文書に基づく請負代金に対し、年(365日当たり)5パーセントの割合で計算した金額とする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第12条の2 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、本契約期間中に発注した総額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（支払遅延利息）

第13条 受注者は、発注者がその責めに帰する理由により約定期間を超えて請負代金の支払を行った場合には、その遅延日数に応じ、当該支払額に対し、年（365日当たり）2.7パーセントの割合で計算した額を、遅延利息として、発注者に請求することができる。

（損害賠償義務）

第14条 本役務の履行に当たり、発注者又は第三者に及ぼした損害は、受注者が賠償するものとする。ただし、受注者の責めに帰さない理由による損害については、この限りでない。

（発注者の解除権）

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告によらないで、この契約を解除することができる。

一 受注者の責めに帰する理由により、履行期限内又は履行期限経過後相当期間内に注文書に基づく本役務を完了する見込みがないとき。

二 第2条、第3条又は第9条の規定に違反したとき。

三 前条に規定する賠償義務を怠ったとき。

四 その他この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないとき。

五 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第15条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、契約単価に予定数量を乗じた額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前条の規定によりこの契約が解除された場合

二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（発注者の都合による解除）

第16条 発注者は、第15条各号の場合のほか、発注者の都合により、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除するときは、少なくとも1か月前までに、書面により受注者に通知しなければならない。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者が損害を被ったときは、発注者は、これを賠償しなければならない。ただし、その賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（相殺）

第17条 発注者は、受注者に対して支払うべき金銭債務と受注者が発注者に対して支払うべき金銭債務とを相殺し、なお不足を生ずるときは、更に追徴するものとする。

第18条 この契約に定めがない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

別紙1 (仕様書)

別紙2 (単価表)

別紙2 (単価表)

項目	単価 (税別)
文書配付 (集合郵便受け)	
文書配付 (各戸郵便受け)	

請負代金の計算は以下のとおり

(計算式) 請負代金 = 単価 × 数量 × 1.08 (1円未満切捨て)